

平成24年 第11回

仙北市農業委員会総会議事録

平成24年9月7日(金)開催

仙北市農業委員会

平成24年 第11回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年9月7日(金) 午前9時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (24人)

2番 佐藤 和	3番 野中 秀人
4番 三浦 猛	5番 糸井 淳
6番 倉橋 重基	7番 新山 昌樹
8番 大山 久雄	9番 鈴木 八寿男
11番 黒沢 龍己	12番 青柳 良成
13番 真崎 純孝	14番 高橋 政敏
15番 門脇 博美	16番 山手 善美
17番 石郷岡 勇一	18番 千葉 惣永
19番 佐藤 善栄	21番 田村 博美
22番 山本 實	23番 佐藤 孝典
24番 藤村 隆清	25番 辻 均
26番 沢山 純一	27番 羽川 正幸

4. 欠席委員 (3人)

1番 藤村 紀章	10番 藤川 栄
20番 藤原 由悦	

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5

1. 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出について

(2) 農地の転用事実に関する回答書について

2. 議 事

(1) 議案第37号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第38号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第39号

仙北農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

(4) その他

第6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 田 口 安 業

参 事 竹 下 義 博

主 任 藤 原 正 輝

主 任 小 木 田 満 洋

農山村活性課

主 査 樫 尾 健

7. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

8. 議事録署名員

21番 田 村 博 美

22番 山 本 實

9. 会議の概要

議長 　　ただ今から平成24年第11回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議長 　　晴天が続き、平場ではそろそろ刈り取りの準備に入る段階まで来ているようです。また、山間地でもだいぶ色付いて来ているようです。本総会終了後には作況調査を予定しております。どのような結果が出るのか期待と不安が入り交じるような思いを持っている方も多いと思います。1日掛かりになりますが、よろしく願いいたします。

議長 　　それでは、本日の総会への出席委員は24名。欠席委員は3名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議長 　　次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長 　　それでは議事録署名員に21番田村委員、22番山本委員兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

議長 　　本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 　　異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

田口局長 　　《会務諸報告の朗読及び説明》（9時10分）

議長 　　ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

小木田主任 　　報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。2件

の届出があり、受理したのでその旨ご報告します。詳細につきましては資料に記載のとおりでございます。2件共に相続による所有権の取得でございます。続きまして報告2。農地の転用事実に関する照会に係る回答書についてです。法務局より2件の照会がありました。1件目。8月18日に申請人立会の下、藤村代理、新山委員、沢山委員と事務局で現地を確認してまいりました。土地の所在が〇〇209番地1と210番地4。地目が209番地1が畑。210番地4が田。面積が合計223㎡です。変更後の地目は宅地です。土地の現況は現地調査の結果、非農地であると確認しました。転用許可は無し。申請地は昭和44年に自宅を新築した際に宅地化したとのことです。土地の位置は、〇〇組の砕石プラントから〇〇球場方向へ向かい、十字路を右折し数百mのところへです。続きまして2件目。8月27日に申請代理人である門脇桂孝さん立会の下、大山委員、真崎委員と事務局で現地を確認してまいりました。土地の所在は〇〇49番地。地目が畑の681㎡。変更後の地目が宅地です。土地の現況は現地調査の結果、非農地であると確認しました。転用許可は無し。申請地には以前、営林事業所が建っていましたが、昭和40年頃解体し、昭和60年に現在利用している物置小屋を建てたとのことでした。このことから昭和40年より以前から非農地化していたと判断されます。土地の位置は、国道〇〇号線を〇〇方面へ向かい、〇〇の事務所付近を左折し100mほど入ったところへです。この2件につきましては、現地調査の結果、非農地化した経緯、周辺の状況、その他総合的に判断して原状回復命令は発しない旨の回答をしております。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第37号、農地法

第3条の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

小木田主任 議案第37号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成24年9月7日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

小木田主任 内容について説明します。整理番号1番。農地の所在が〇〇15番地。登記簿現況共に田。面積が3,674㎡。合計2筆の7,108㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん86歳。譲受人が同じく〇〇地区の〇〇さん64歳。申請事由は譲渡人が小作人へ売却。譲受人が小作地買取となっております。申請地は以前より3条賃貸借契約により、譲受人が耕作していた農地でございます。受入世帯の稼働人員は5人中3人が農作業従事。備考といたしまして、売買単価が10a当たり492,403円の総額350万円となっております。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇383番地。登記簿現況共に田の42㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん67歳。譲受人が同じく〇〇地区の〇〇さん63歳。申請事由は相手方の要望により贈与。申請地は以前から譲受人が耕作していた農地でございます。双方譲受人名義の農地だと思っていたものが譲渡人名義であったため今回の申請に至ったとのことでした。受入世帯の稼働人員は4人中2人が農作業従事となっております。議案第37号の案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない旨ご報告します。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番について

は16番山手委員よりお願いします。

16番山手 《整理番号1番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号2番については、25番辻委員よりお願いします。

25番辻 《整理番号2番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第37号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第37号については許可することに決定します。 (9時21分)

議長 次に、議案第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

竹下参事 議案第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議を求めるものです。平成24年9月7日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

竹下参事 内容について説明します。案件が2件ありますが、砂利採取とそれに係る仮設道路の案件でございます。転用期間の関係から2件に分けての上程となります。整理番号1番。農地の所在が〇〇215番地1。登記簿現況共に田。面積が1,138㎡。合計2筆の1,352㎡。権利は賃借権の設定です。貸付人が〇〇地区の〇〇さん。借受人が〇〇地区の〇〇。転用目的は仮設道路。転用理由は砂利採取事業に伴う運搬路仮設のため一時転用したいとなっております。続きまして整理番号2番。農地

の所在が〇〇466番地。登記簿現況共に田。面積が2,617㎡のうち1,009㎡他。こちらの所有者が整理番号1番と同じく〇〇さん。

〇〇468番地。登記簿現況共に田。面積が5,518㎡のうち3,667㎡。こちらの所有者が〇〇地区の〇〇さんです。権利は賃借権の設定で、借受人は整理番号1番と同じく〇〇です。転用目的は砂利採取。転用理由は砂利採取事業のため一時転用したいとなっております。詳細については、別冊資料を基に説明します。始めに整理番号1番についてです。申請地の位置は、県道〇〇線沿いの資料案内図に申請地と記されているところです。次に、事業計画についてです。転用理由は先程説明したとおりでございます。事業費は総額200万円。内訳は記載のとおりでございます。自己資金で対応する計画です。過去の転用事業につきましては完了済です。関連する他法令につきましては、砂利採取法に係る申請中で同時認可の見込みです。次に、復元計画についてです。具体的な復元工事、作業方法は、仮設道路は除去していた表土を元の地盤高に敷均し、整地代かきして農地に復元する計画です。工事期間は平成27年9月1日から9月29日。現地確認を平成27年9月30日に予定しております。以降は各種図面を載せておりますので参考にさせていただきたいと思っております。次に、整理番号2番についてです。申請地の位置は、仮設道路予定地の北側に隣接する農地です。次に、事業計画についてです。転用理由は先程説明したとおりでございます。事業費は総額1,960万円。内訳は記載のとおりでございます。自己資金で対応する計画です。次に、復元計画についてです。具体的な復元工事は、砂利採取後、山土を搬入して耕盤高まで埋め戻し、表土を敷き均して整地し、ブルドーザーで代かきして水田に復元。表土置き場は堆積した表土を撤去し、

整地代かきして農地に復元する計画です。復元期間は、平成25年8月1日から9月29日。現地確認を平成25年9月30日に予定しております。資料13ページからは砂利採取計画、行程等の資料を載せております。19ページからは各種図面を載せております。21ページに復元する際に利用する山土の搬出経路を載せております。議案第38号の案件につきまして、添付資料は全て提出済。土地改良区からの同意もいただいております。立地基準ですが、申請地は農振農用地区域ですが、一時転用ということで許可が可能です。土砂の流出等の可能性は微少と判断されます。担当者としては、これらのことから許可相当の案件であると判断します。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を13番真崎委員よりお願いします。

13番真崎 これについては、春にも隣接農地を砂利採取しております。その際に今回の申請地も砂利採取してほしいと要望したものです。用排水の関係で春に着手できなかったのですが、現在は用排水とも利用しない時期ということでこの時期の申請になったとのことでした。稲が作付されている状況ですので、刈り取り後に事業着手するとのことでした。現地調査の結果、問題無いことを確認しましたのでご審議よろしくお願いします。

以上です。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

21番田村 議長。

議長 どうぞ。

21番田村 砂利採取後の農地を確認すべきではないか。時間が掛かる件は特に必要だと思います。

議長 それについては、我々が確認する前に県の土木関係で確認します。

竹下参事 転用の案件につきましては、進捗状況報告書と完了届に現況写真を添付することが義務付けられております。写真で判断できない場合は現地を確認しますが、問題無いことが確認できればそれを受理している状況です。

議長 今のところ、地主からの問い合わせも無く、写真で問題無いことが確認できているので現地確認はしていませんが、もし今後必要であるとなれば、皆さんで協議していただき、必要性を問うこととなります。

21番田村 3年という長い期間転用するのだから、土木関係者が確認すればいいというのではいかがなものかと思いますが。

竹下参事 今回、期間が3年というのは仮設道路の案件です。砂利採取の案件は1年毎に終了し、また次の圃場と移っていきます。完了後の確認については、毎年農地パトロールを行っておりますので、その際に委員全員で完了した圃場を確認するように調整をとる方法があります。

議長 これについて他の皆さんから何かありませんか。

12番青柳 議長。

議長 どうぞ。

12番青柳 農地パトロール、利用状況調査の際に確認する方法でいいと思います。

議長 このような意見ですが、皆さんいかがですか。

意見等無し

議長 意見が無いようですので農地パトロール、利用状況調査の際に確認することにします。他にありませんか。

3番野中 議長。

議長 どうぞ。

3番野中 埋め戻しの表土についてです。卒田柴倉地区からかなりの量を運搬する

計画ですが、詳細な位置を教えてください。

議 長 ○○木材の事務所の向かい側の山を削っておりましたので、そちらから表土を運搬するものと思います。

3 番野中 林地開発等の対象になっていますか。

議 長 それについては、こちらの管轄ではないので把握しておりません。他にありませんか。

6 番倉橋 議長。

議 長 どうぞ。

6 番倉橋 1 3 番真崎委員に質問です。今年は雨が少ないので、砂利採取で掘った際に水道水に問題が無かったかということと、埋め戻す表土は以前も同じ場所の土を使ったのかということをお教えてください。

13番真崎 土については、確認しておりません。水道については、一番近いのが貸付る○○さんの自宅でございます。かなり深く掘っているということでしたので大丈夫ではないかということでしたが、支障が出た場合は事業主側が保証するということでした。

議 長 他にありませんか。

5 番糸井 議長。

議 長 どうぞ。

5 番糸井 砂利採取協同組合では、地下水が枯れた等の支障が出た場合、どれくらいの保証をするのか教えてください。

議 長 事務局よりお願いします。

竹下参事 始めに、林地開発についてですが、7月9日に○○木材から市長宛に通知が提出されており、許可されている状況です。場所につきましては、報告事項2の2件目の申請地付近の山です。保証については、手元の資

料では情報が少ないので、調べてから後日回答したいと思います。

議 長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第38号については許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第38号については許可相当とすることに決定します。 (9時50分)

議 長 次に議案第39号、仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定についてを上程します。これについては、農山村活性課、樫尾主査より説明をお願いします。

樫尾主査 議案第39号。仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、別紙のとおり仙北農業振興地域整備計画の変更について、仙北市長より意見を求められたので、審議のうえ意見の決定を求める。平成24年9月7日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

樫尾主査 内容について説明します。こちらは農業振興地域から除外する申請であり、6件の申請がありました。整理番号1番。土地の所有者、事業主が〇〇地区の〇〇さん。農地の所在が〇〇164番地1。地目が田。面積が231㎡他。合計3筆の939㎡。変更理由が事務所等の建築です。場所につきましては、〇〇園の隣接農地でございます。続きまして整理番号2番。土地の所有者、事業主が〇〇地区の〇〇さん。農地の所在が〇〇212番地。地目が田。面積が112㎡です。変更理由が住宅用接続道路設置となっております。場所につきましては、資料の8ページに

載せております。これにつきましては、申請者の自宅がバイパス工事により、本申請地の隣接地に移動したため、今回の申請に至ったとのことでした。続きまして整理番号3番。土地の所有者が〇〇地区の〇〇さん。事業主が〇〇在住の〇〇さん。農地の所在が〇〇37番地1。地目が田。面積が800㎡。変更理由が一般個人住宅の建築です。場所につきましては資料の11ページに載せております。12ページから14ページには、建築予定の住宅の各種図面を載せております。続きまして整理番号4番。土地の所有者が〇〇地区の〇〇さん。事業主が同じく〇〇地区の〇〇さんです。農地の所在が〇〇108番地3。地目が畑。面積が545㎡。合計2筆の1,268㎡です。変更理由が農家住宅増築となっております。場所につきましては、資料17ページに位置図を載せております。現在、申請地の隣接地に自宅がありますが、今回の申請地にまたがって増築する計画です。18ページには増築予定の住宅の平面図を載せております。19ページと20ページには完成図を載せる予定でしたが、資料作成の際にコピーしたところ、真っ黒になってしまい、何が写っているのか解らない状態になってしまったので今回は抜かせていただきました。続きまして整理番号5番。土地の所有者が〇〇地区の〇〇さん。事業主が現在〇〇県在住の〇〇さん。所有者の妹に当たります。農地の所在が〇〇25番地5。地目が畑。面積が443㎡です。変更理由は一般個人住宅建築のためとなっております。場所につきましては、資料の24ページに位置図を載せております。〇〇の北側に位置する土地でございます。事業主が退職に伴い、仙北市に住むということで今回の申請に至ったとのことです。25ページから27ページに建築予定の住宅の各種図面を載せております。続きまして整理番号6番。土地の所有

者が〇〇市の〇〇さんと〇〇地区の〇〇さんです。事業主が社会福祉法人〇〇。〇〇さん所有の農地の所在が〇〇177番地2。地目が田。面積が380㎡。〇〇さん所有の農地の所在が〇〇180番地2。地目が田。面積が72㎡です。変更理由が障害者福祉サービス事業所敷地への接続用道路用地でございます。場所につきましては、資料30ページに載せております。国道〇〇号線と内陸線の線路が交差する付近の土地でございます。31ページから34ページは接続用道路の各種図面を載せております。35ページにはまだイメージ的なものですが、隣接する工場跡地に建設予定の福祉施設の配置図を載せております。以上です。

議 長 説明が終わりました。この6件についてご意見ご質問等ございませんか。

21番田村 議長。

議 長 どうぞ。

21番田村 資料のページ番号についてですが、19ページと20ページが抜けているが、これは必要無い資料なのか。

樫尾主査 先程も説明しましたが、建物の完成予想図を参考資料として載せる予定でしたが、資料作成の際にコピーしたところ真っ黒になり、何が写っているのか解らない状態になってしまい、資料として提出することを控えました。今回、ご審議いただくことにそれほど重要な資料とはなりませんのでよろしく願いいたします。

議 長 暫時休憩します。(10時10分)

議 長 休憩以前に戻り、会議を再開します。(10時22分)

議 長 それでは、議案第39号について他にご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第39号につきましては、適正であると認める

ことにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第39号については適正と認めることに決定します。 (10時24分)

議 長 予定されていた議案は終了しました。次に、各推薦委員からの報告等ありましたらお願いします。共済組合からの報告はありますか。

4番三浦 平成24年産水稻共済の損害評価の日程が決定しましたのでご報告します。神代地区と西木地区については9月10日の申告受付です。角館地区が9月11日、田沢生保内地区と桧木内上下地区は9月18日でございます。被害調査については、9月14日に角館、西木、神代地区を予定しております。生保内田沢、桧木内地区につきましては、9月21日に予定しております。大豆共済につきましては、10月15日に被害申告の受付を予定しております。被害調査ですが、リュウホウにつきましては10月10日。すずさやかにつきましては10月24日に予定しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これにつきましてご質問等ございませんか。

17番石郷岡 議長。

議 長 どうぞ。

17番石郷岡 昨日と一昨日に農協の部落座談会を開きました。その中で、山沿いの方々が最近晴天が続いていたが、急に雨が降ったら水稻が倒れてしまい、実もあまり入っていないようだということで何とかしてくださいということでしたので、山間部の被害申告を確認しながら被害調査を実施していただきたいと思います。以上です。

4番三浦 被害申告は刈ってからでは間に合わないのでは、圃場の状態等しっかりと

見極めて申告していただきたいと思います。

議 長

次に、議会からの報告はありませんか。

11番黒沢

9月4日から定例会が開催されました。市長の市政報告の中で農業に関して報告がありました。旧角館町がセキエレクトロニクスがあった時に第二工場用地として取得している角館東前郷の約3,500㎡の場所に東京に本社を置く開発事業者の投資により、苺団地を作る計画であるということでした。第一期から第3期工事までということで、パイロット事業として100%会社の収支ということで、市の持ち出しは無いということでした。来春3月から26年度9月までの工事になり、流れとしては始めに苺栽培用のハウスを12棟、観光農園12棟を27年度まで建築し、更に苺加工工房と出荷所、直売所等を整備して実施するということでした。雇用につきましては、約30人ほどを予定しているとのことでした。それともう1件、西木の最終処分場付近に北海道の畜産業者が大規模肥育団地事業を実施したいということです。期間としてははっきりとは決まっていないようでしたが今後、情報が入り次第報告します。市民関係につきましては、市民バスについてです。土日祝日も走行してほしいという声がお年寄りから多く、実証実験のような形で、11月と12月の2ヶ月間は土日祝日も走行する計画でございます。以上です。

議 長

ありがとうございました。土地改良区からの報告はありませんか。

17番石郷岡

土地改良区からの報告はありません。農協からのお願いがあります。今年は早くお米を出していただいた農家には奨励金をたくさんあげましようということになっておりますので、共済組合とは反しますが、できるだけ早く収穫していただきたいと思っております。できるだけ敵機刈りに注意してくださいということです。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に、協議に入ります。事務局よりお願いします。

竹下参事 協議事項が2件あります。先に、農業委員大会についてです。今年は能代市の文化会館で開催されます。大会翌日に視察研修を企画しております。日程については資料に記載のとおりでございます。次に、市議会産建委員との意見交換会についてです。参考資料として昨年の資料を配付しております。流れ、意見交換の内容については記載のとおりでございます。これについては、内容をもう少し絞ったほうが良いということと、参加人数について農業委員の出席者が多いということで、役員等が出席して意見交換会を行ったほうが良いという意見もありました。この2件についてご協議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 協議事項1の農業委員大会については、このとおり進めることでよろしいですか。

『異議無し』の声

議 長 それでは、協議事項2の市議会産建委員との意見交換会について、事務局の説明で農業委員の人数が多いので役員等の出席にしたほうが良いのではという意見があったということでしたが、私としては全員で意見交換会を行いたいと思っております。それと、意見交換のテーマについてですが、ご意見ございませんか。

22番山本 議長。

議 長 どうぞ。

22番山本 人数が多いという意見は産建委員から出たものですか。

議 長 これは農業委員から出た意見です。

22番山本 農業委員全員出席するべきだと思います。

議 長 ありがとうございます。テーマについてはご意見ございませんか。
12番青柳 来年の種苗交換会について、農業委員全員の意見を出して、前向きな意見交換会にしたいと思います。

議 長 ありがとうございます。黒澤委員、昨年の意見交換会では産建の委員長として出席していただきましたがどうですか。

11番黒澤 やはり、テーマを絞ってお互い議論したほうが良いという意見が多くありました。

議 長 ありがとうございます。それでは、意見交換会については、農業委員全員で出席し、テーマについては役員と事務局で案を出しつつ皆さんの意見等も聞きながら絞っていくということで進めていきたいと思えます。

(閉 会)

議 長 以上をもちまして平成24年第11回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時51分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成24年11月19日

議 長 羽 川 正 幸 _____

署 名 員 21番 田 村 博 美 _____

署 名 員 22番 山 本 實 _____